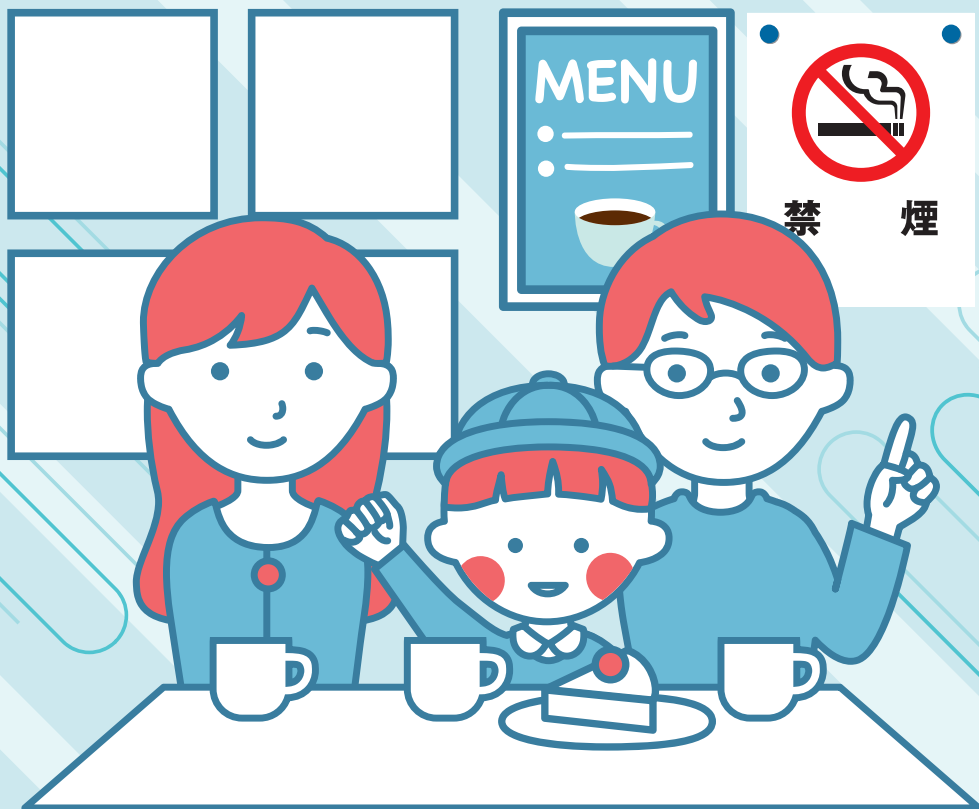


改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

2020年4月1日から、

屋内は**原則禁煙**です

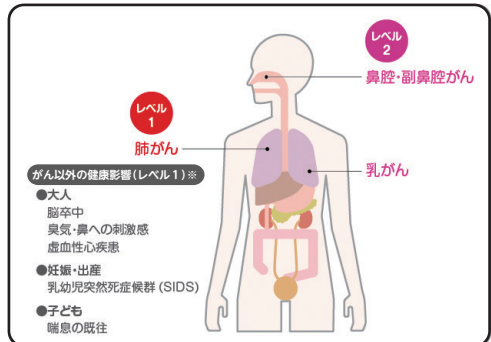


決められた場所以外では、
喫煙はできません

受動喫煙防止対策の目的

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。

自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。



※レベル1科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である
レベル2科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない

出典：国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター
HP「がん情報サービス」

健康増進法と東京都受動喫煙防止条例

◇健康増進法(2018年7月改正)

- ▶ 2人以上の方が利用する施設等の原則屋内禁煙をルール化
- ▶ 施設等の類型により設置可能な喫煙室を定義
- ▶ 施設の管理権原者等が講ずべき措置を規定

◇東京都受動喫煙防止条例(2018年6月制定)

- ▶ 健康影響を受けやすい20歳未満の子供を守る観点から、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の屋外喫煙場所の設置を禁止
- ▶ 受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を守る観点から、従業員がいる飲食店では原則屋内禁煙

◇2020年4月1日から、法・条例の全面施行に伴い、全ての施設において、原則屋内禁煙です。基準を守った喫煙室以外では、屋内での喫煙はできません。

- ※ 違反した場合、法・条例により過料等の対象となる場合があります。
- ※ 屋外での喫煙ルールは、区市町村が独自に定めている場合があります。
詳細は、管轄の区市町村にお問合せください。

喫煙ができる場所

たばこは決められた場所で吸いましょう。
喫煙できる場所には、20歳未満の方は入ることができません。



第一種施設

(医療機関、大学、児童福祉施設、行政機関など) 下記喫煙室で喫煙が可能です。

屋内完全禁煙です。

特定屋外喫煙場所では、

たばこを吸うことができます。

特定屋外喫煙場所がない場合は、

たばこは吸えません。

飲食店

下記喫煙室で喫煙が可能です。

①喫煙専用室(たばこを吸うための部屋)

②加熱式たばこ専用喫煙室

(加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる部屋)

喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室



第一種施設及び飲食店以外の施設

(会社、事務所、娯楽施設、運動施設、ホテルなど) 下記喫煙室で喫煙が可能です。

①喫煙専用室(たばこを吸うための部屋)

②加熱式たばこ専用喫煙室

(加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる部屋)

③喫煙可能室(たばこを吸いながら飲食等ができる部屋・店)

※従業員がいない小規模店のみ設置可

④喫煙目的室(喫煙を主目的とした部屋・店)

※シガーバーなど

喫煙可能室



喫煙目的室



※住居やベランダ、入居施設の個室など、人の居住する場所は**規制対象外**ですが、下記配慮義務が定められています。

また、ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室は、喫煙可能な客室であれば、たばこを吸うことができます。

配慮義務

健康増進法により、以下のとおり**配慮義務**が定められています。

- ・喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
- ・施設の管理権原者やその他管理者は、喫煙場所を置く際に、受動喫煙が起こることのないよう配慮しなければなりません。

標識の掲示

◇飲食店の場合

店頭と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。

禁煙の場合も店頭に表示が必要です。

◇その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、施設と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。

喫煙室の出入口用の標識



喫煙専用室

(対象)

喫煙専用室(たばこを吸うための部屋(飲食等不可))を設置した施設



加熱式たばこ専用喫煙室

(対象)

加熱式たばこ専用喫煙室(加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる部屋)を設置した施設

施設の出入口用の標識



喫煙専用室あり

(対象)

喫煙専用室を設置した施設



加熱式たばこ専用喫煙室あり

(対象)

加熱式たばこ専用喫煙室を設置した施設



禁煙

(対象)

店内全面禁煙の飲食店



喫煙目的店(室※)

(対象)

たばこの対面販売をし、主食を主として提供しないバーなど



喫煙可能店(室※)

(対象) 下記の①～④をすべて満たした飲食店

①2020年4月1日時点ですでに営業している

②施設内の客席部分の面積が100㎡以下

③中小企業(資本金の額または出資の総額が5千万円以下)または個人経営

④従業員がいない

※店内の一部を喫煙可能とする場合は喫煙室の出入口にも標識が必要です。

受動喫煙防止対策に関するお問合せは下記番号まで

受動喫煙防止対策相談窓口 ▶ **0570-069690** (もくもくゼロ)

月～金曜日 9時～17時45分(祝日・年末年始除く) / 無料(通話料のみかかります)

東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」◀標識モデル・ステッカーについても掲載

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

* 受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。 [東京都受動喫煙防止条例](#) [検索](#)

